

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

ク 高断熱浴槽の設置

メニュー
の条件

製品のカタログ等により「高断熱浴槽」であることが明記されているものであること。
機器は、未使用のものを購入すること。

申請に必要な書類

(注) 提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
高断熱浴槽の設置に係る費用、メーカー名、型番を記載してください。
領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 高断熱浴槽のメーカー名及び仕様等が確認できるプランニングシート又はカタログ、パンフレット等の写し
製品のカタログ等により「高断熱浴槽」であることが明記されているものがが必要です。
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し(工事完了報告書、保証書等)【参考様式2】
- ・ 浴室の搬入時または施行中の断熱材が確認できる写真
上記が無い場合には、浴室ドア内側上部のシリアルナンバーまたは型番・型式が明確に読み取れる写真、およびメーカーが発行した商品の仕様(メーカー名・型番・型式等の記載があるもの)が分かるものの写し(出荷証明書、保証書、納品書等)
写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ 浴室を含む浴室全体の写真
写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ 建物の登記事項証明書(原本/コピー可)(法務局でご申請下さい)
発行日が申請前6か月以内のもの
申請者が補助対象住宅の所有者であることが確認できるようにしてください。
法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
(運転免許証、マイナンバーカード又は住民票(原本・コピー可))
社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
(裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。)
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。